

令和5年度留補償説明会 質問及び回答一覧

(1) 事前質問 (主なもの)

No.	質問内容	回答
1	近年の法改正、原状回復に関わるガイドラインなどについて聞かせほしい。	留補償に係る近年の法改正としては、令和2年4月に民法改正に係る連帯保証人(極度額の明記)についてがあります。個人が保証人になる根保証契約について、保証人が支払の責任を負う金額の上限となる「極度額(上限額)」を定めなければ、補償契約は無効となります。大学の教職員等が個人で保証人となる場合留意ください。 原状回復に関わるガイドラインは、平成23年8月に国土交通省が「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」を再改定しています。こちらについては、令和5年度留補償説明会資料1P.21～27にも掲載しておりますので、原状回復の請求が発生した際はご参照ください。
2	物件に対する火災保険(借家人賠償、個人賠償)は、別途加入が必要となるのか。	留補償によって、貸主が借家人に通常求める借家人賠償責任保険の補償はカバーされています。協会としては、不動産業取引業者の方々へ留補償加入者に別途の保険加入の義務付けを免除するようお願いしているところです。協会HPにご説明用のpdf文書も掲載しておりますので、補償の重複等で本人が不要と考える保険に加入することを求められた際はこちらをご活用の上不動産取引業者とご相談ください。

(2) 当日質問 (主なもの)

No.	質問内容	回答
1	留学生の親族が連帯保証人でも留補償制度の利用は可能か。	留補償は、大学等及び日本語教育機関並びにその教職員、又は地域の国際交流協会・センター等が連帯保証人となる場合に加入できます。これらに該当しない方が連帯保証人となる場合、留補償に加入することはできません。
2	卒業生も留補償の加入が可能か。	卒業生は留補償にご加入いただくことはできません。 なお、既加入学生が卒業(「留学」の在留資格による在留期間が終了した時や、卒業・退学等により学校に在籍しなくなった時)の場合、原則として補償が終了します。ただし、卒業前後での事故に対応するため、当該在留資格の期間内で、補償期間が残っている場合に限り、卒業・退学後31日間までは補償は継続できるものとしており、31日を越えた時点で補償は終了します。
3	①協力校の登録料は毎年必要なものか。 ②協力校加入手続きは、学校法人/学校いずれの単位で行えばよいか。	①登録料50,000円は、留学生在が101名以上在籍する学校等に、協力校加入申請時に基金増資にご協力いただく趣旨のもので、1度限りです。 ②協力校登録は、学校単位でお願いします。
4	年度を跨ぐと事故申請はできなくなるのか。	事故発生年度を越えて事故申請することは可能です。なお、基金事故においては、補償期間内に居室の解約・明け渡し完了していることが申請の条件となりますのでご注意ください。
5	鍵交換費用等に注意するよう説明があったが、具体的にどのようなことに注意すればよいのか。	契約書で貸主負担と記載があるにもかかわらず、連帯保証人に請求しているケースがあります。賃貸借契約書と請求書を確認し、不当な請求がないかを確認するようお願いしております。
6	留補償に加入した場合、自転車保険への加入は不要か。	留補償に加入していれば、自治体で加入が義務付けられている自転車損害賠償責任保険(個人賠償責任補償)への加入の条件は満たされています。この範囲での補償で足りる場合は別途の加入は不要です。自転車使用中の本人のケガの補償や示談交渉サービスの付帯等補償を万全にとお考えであれば、インバウンド付帯学総加入をお勧めします。
7	部屋に与えた損害としては、破裂水漏れだけが対象か。	留補償で補償される部屋に与えた損害は、火災・爆発・破裂・水漏れに限られます。従って「留学生在が不注意で壁に穴をあけた」などの場合の損害賠償は補償に含まれません。